

公害防止管理者の選任等について ダイオキシン類関係フローチャート

○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



ダイオキシン類関係の公害防止管理者の選任の必要なし

はい



いいえ



○特定施設の確認

ダイオキシン類対策特別措置法で定められた特定施設のうち、同法施行令の別表第一第一号～第四号及び別表第二第一号～第十四号に該当する施設がある。



ダイオキシン類関係の公害防止管理者の選任の必要なし



【公害防止管理者の種類】

ダイオキシン類関係

【必要な資格者の種類】

ダイオキシン類関係有資格者